

新型コロナウイルス関連特別貸付一覧表

令和5年12月1日

制度名 項 目	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付（生活衛生コロナ特貸）		新型コロナウイルス対策衛経（衛経の拡充）
利用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる生活衛生関係営業者 （１）最近１ヵ月間の売上高または過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む）の平均売上高が前５年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少 （２）業歴が３ヵ月以上１年１ヵ月未満の場合は、最近の１ヵ月の売上高または過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む）の平均売上高（業歴６ヵ月未満の場合は、開業から最近１ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して５％以上減少 ①過去３ヵ月（最近１ヵ月を含む）の平均売上高 ②令和元年１２月の売上高 ③令和元年１０月～１２月の平均売上高 （３）新型コロナウイルス感染症の影響により、債務負担が重い方		組合の実施する経営指導を受けている組合員であって、組合の長の推薦を受けた方で以下の（１）もしくは（２）に該当し、①～④の要件を満たす方 （１）新型コロナウイルス感染症の影響により、最近１ヵ月間の売上高または過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む）の平均高が前５年のいずれかの同期に比し５％以上減少減少している生衛業を営む小規模事業者（常用従業員５人（旅館・興行２０人）以下）であって、「新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申告書」等を提出できる者 （２）新型コロナウイルス感染症の影響により、債務負担が重い方 推薦を受けるための要件 ①営業許可等を受けている ②常時使用する従業員が５人以下（旅館、興行は２０人以下） ③最近１年以上、同一地区で同一事業を営んでいる。 ④所得税、法人税、事業税または都道府県民税や市町村民（均等割を含みます。）を原則として完納していること。
資金使 途	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする運転資金、設備資金		新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする運転資金、設備資金
融 資 限 度 額	別枠 ８，０００万円		別枠１，０００万円
貸 付 利 率	６，０００万円以内	当初３年間：０．７０％（基準金利－０．５％） ４年目以降：１．２０～２．１０％ 「基準金利」は災害貸付の基準金利が適用されている。	当初３年間：０．７０％（基準金利－０．５％） ４年目以降：１．２０％
	６，０００万円超	１．２０～２．１０％	
ご返済期間 （据置期間）	設備資金２０年以内（据置期間５年以内） 運転資金２０年以内（据置期間５年以内）		設備資金２０年以内（据置期間５年以内） 運転資金 ２０年以内 （据置期間５年以内）
取 扱 期 間	令和６年３月３１日まで延長		令和６年３月３１日まで延長
留 意 事 項 （申込にあたって）	・ 運転資金については、振興計画に基づく事業を実施している組合員に限る。 ・ <u>組合員の方は組合の資金証明書の添付が必要。</u> <u>それ以外の方は都道府県知事の「推せん書」（借入申込金額が５００万円以下の場合は不要）が必要となる。</u> ・ 公庫への申込書類として、「新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書」が必要。公庫を初めてご利用いただく方は、「 <u>ご商売の概要</u> （お客様の自己申告書）」も必要。 ・ 生活衛生関係の既往債務について <u>借替ができる。</u> （注１）中小企業基盤整備機構が行う特別利子補給制度（一部の対象者について、基準金利－０．９％の部分に対して当初３年間の利子補給を実施するもの（実質無利子化））は令和４年９月３０日の借入申込受付分をもって取扱が終了となりました。 （注２）特別利子補給制度の終了後に生活衛生コロナ特貸又は新型コロナウイルス対策衛経の 既往貸付を借換えすると、利子補給対象のコロナ特貸等が消滅し、利子補給は終了となる。そのため、借入人は既往貸付において、一括受給した利子補給金の一部を中小企業基盤整備機構あて返還する必要がある場合があり、注意が必要。		・ 経営特別相談員が現地を訪問して信用調査を行なった上で、組合の特別融資審査委員会の付議を経て、組合の理事長等から推薦される（公庫の審査員の審査を受けない）。 ・ <u>運転資金として衛経の既往債務について借替ができる。</u> ・ 設備資金の申込には見積書等関係書類（写しで可）が必要。 ・ 衛経が初回で所有不動産がある申込人は、申込にあたって最新の登記事項要約書又は登記事項証明書が必要。 ・ 公庫への申込書類として、「新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書」が必要。【売上高が確認できる書類（試算表、決算書等）の添付と一緒に必要となります。】 ・ 公庫への書類提出にあつては、担当特相員が作成した「 <u>経営指導チェックシート</u> 」も必要。 （注１）（注２）左記に同じ